

独立行政法人整理合理化計画への対応について

整理合理化計画 該当箇所	内 容	対応・所見等
各法人対応		
1 Ⅲ-1-(1)① Ⅲ-1-(1)② Ⅲ-1-(1)③ Ⅲ-1-(1)⑤	随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について	<p>随意契約見直し計画に従い、平成19年度において、北方四島交流事業(受入)の2件について、一般競争に向けた検討を行ったところ。平成20年度において、既に一般競争入札により実施している。</p> <p>契約の公表内容・基準についての国と同様となるよう規定を改定するとともに、一定額以上の随意契約を締結する必要がある場合などには、随意契約審査委員会を開催して契約の適否について審査を行い、その結果を公表し透明性の確保に努めている。</p> <p>※資料12参照</p>
2 Ⅲ-1-(2)① Ⅲ-1-(2)② Ⅲ-1-(2)③	保有資産の見直しの状況について	<p>北方領土の視察に訪れる人々に一層の理解と認識を深めてもらうため、北方領土の関係資料を展示する「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼国後展望塔」を建設し、「北方領土を目で見る運動」の推進を行っているところ。多くの方が来館され、アンケート記入では有意義だったという感想が大多数を占めており、国民世論啓発という役割を大いに果たしており継続する必要がある。</p> <p>また、根室市に貸与している啓発バス(ハマナス号)は各種啓発活動、北方四島交流事業及び北方領土視察への対応などに活用されており、継続の必要がある。</p> <p>なお、平成19年12月に東京事務局を移転し、一般管理費の削減に努めている。</p> <p>※資料13参照</p>
3 Ⅲ-1-(4)①ア Ⅲ-1-(4)①オ Ⅲ-1-(4)②	給与水準についての適正化について	<p>当協会の役職員の給与水準は国家公務員の給与水準に比し、ラスパルス指数93.5と低い水準であり、他の独立行政法人と比しても低い水準である。なお、給与改定を行う場合には、人事院勧告に沿って給与規程の改正を行うこととしてしており、今後とも国民への情報開示を含め、給与水準が適正に推移するよう適切に対応してまいりたい。</p> <p>※資料14参照</p>

	整理合理化計画 該当箇所	内 容	対応・所見等
4	Ⅲ-2-(1)①ア Ⅲ-2-(1)①イ Ⅲ-2-(1)①エ	内部統制について	内部統制に関し、職員倫理規定の整備や社内会議の場での情報管理の重要性とその徹底について職員への注意喚起を行うなど環境整備を進めるとともに、各種協会規定をホームページに掲載し、業務の適正な遂行に努めているところである。今後は、監事、監査法人の協力を得ながら、内部統制のあり方について検討を行ってまいりたい。
5	Ⅲ-2-(1)①オ	業務・マネジメント等に係る国民の意見募集について	意見募集については、これまでも北方館等の啓発施設に意見箱を設置し、施設への要望や北方領土問題に対する意見募集を行なうとともに、交流事業等を実施した際にアンケートを行い、参加者の意見・要望等を事業運営の改善に繋げているところである。 今後も、寄せられた意見・要望等を業務運営の改善に繋げていけるよう、より良い意見募集のあり方等について検討してまいりたい。
6	Ⅲ-2-(1)②エ Ⅲ-2-(1)②オ	関係法人等との人・資金の流れの在り方について	関連法人(社団法人千島歯舞諸島居住者連盟)に対し、北方領土返還要求署名運動、援護対策の推進事業及び北方四島自由訪問に係る助成金交付を行っており、当協会財務諸表において、当該関連法人の財務状況、取引状況及び当協会からの再就職状況等について掲載しているところである。財務諸表については、ホームページにより外部の閲覧に供しているところである。なお、当協会から当該関連法人に再就職した者は存在しない。
7	Ⅲ-2-(1)③ア Ⅲ-2-(1)③イ	管理会計の活用・セグメント情報の開示について	前年度の事業内容を詳細に検討し、効果的・効率的な事業が実施できるよう事業毎に係数を積み上げて予算作成を行っているところである。今後とも、管理会計を活用し、事業毎の予算管理を行うことで、より一層の効果的・効率的な事業運営を行いつつ、業務経費の削減に努めてまいりたい。 財務諸表等により、一般業務勘定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報の開示を行っているところである。今後とも積極的なセグメント情報の開示に努めてまいりたい。

	整理合理化計画 該当箇所	内 容	対応・所見等
監事対応			
1	Ⅲ－１－（１）④ Ⅲ－２－（１）②カ Ⅲ－２－（１）④ウ	随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施についての厳正なチェック	<p>契約行為について、国の基準に準じて適正に実施されていると認められる。</p> <p>なお、見直し計画に基づき、随意契約で行われてきた北方四島交流事業（受入）の旅行代理店契約については、20年度に向け、競争入札に移行するための検討を行ったと認められる。</p>
2	Ⅲ－１－（２）④	保有資産の見直しの状況についての厳正なチェック	<p>北方領土の関係資料を展示している北方館等の啓発施設については、訪れる方に北方領土問題に対する理解と認識を深めてもらうため、十分に貢献している施設と認められる。また、啓蒙宣伝活動に使用されている車両（バス）については、各種啓発活動、北方四島交流事業及び北方領土視察などへの対応に年間121日稼働し、車体に北方領土返還運動のカラーリングがなされており、走る広告塔として北方領土返還要求運動に貢献していると認められる。これらの資産については、今後も引き続き積極的な活用が期待される。</p> <p>また、東京事務局の移転について19年度実施され、一般管理費の縮減を図ったと認められる。</p>
3	Ⅲ－１－（４）③ Ⅲ－２－（１）④ウ	給与水準についての厳正なチェック	<p>給与水準については、国家公務員の水準を下回っているため、問題がないと思われる。なお、本状況については、協会のホームページにも開示され、国民に対し情報提供がなされていると認められる。</p>
4	Ⅲ－２－（１）④ウ	内部統制の状況、情報開示の状況についての厳正なチェック	<p>内部統制について、倫理規程・会計規程等の制定や保有個人情報への取扱いが適正になされ、役職員内においてコンプライアンス（法令遵守）を意識した業務運営が行われていると認められる。</p> <p>情報開示については、事業の実施状況などをホームページに掲載し、常に最新の情報に更新するよう努めており、また情報開示請求についても、円滑に開示決定をしており積極的に取り組んでいると認められる。</p>

	整理合理化計画 該当箇所	内 容	対応・所見等
5	Ⅲ－２－（１）④エ	監事相互間の情報交換・連携の状況	<p>主に一般勘定を監査するための監事が東京事務所に、主に貸付勘定を監査するための監事が札幌事務所に勤務しており、地理的に離れていることから、監査業務に関する日頃の情報交換及び連携の重要性を感じているところ。</p> <p>そのため、積極的な情報交換に努めるとともに、監事間における重要な情報の共有を図り、監事業務を互いに連携して行なうこととしている。</p>

総務省 政独委の平成18年度評価意見への対応について(案)

指 摘 内 容	対 応 ・ 所 見 等
所管法人共通	
1 中期目標等の達成度合いを数値化して示すなどの方法も工夫しつつ、評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてより分かりやすく説明すべきである。	今後の評価基準作成及び評価作業において、指摘事項を踏まえ、適切に対応する。
2 当期総利益を計上しながら目的積立金を申請しない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請しない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。	平成19年度は、中期目標の期間の最後の事業年度のため、「独立行政法人会計基準」に基づき、目的積立金としての処理は行わないことになっている。 また、平成20年度以降は、目的積立金を申請しない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価する。
3 主要な固定資産についての減損会計の情報(保有目的、利用実績など)などを十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。	「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、評価する。
4 高コスト構造となっている業務などについて経費削減の一手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。	北対協の業務は「公共サービス改革基本方針」(閣議決定)における官民競争入札の対象となる公共サービスにはあたらないので、該当なし。
5 コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。	「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、評価する。

6	<p>政独委が通知してきた業務の実績に関する評価の結果についての意見を踏まえた評価が行われていないものが一部みられるので、的確な評価を行われたい。</p>	<p>これまでも政独委からの意見を踏まえ、評価を行ってきたところであるが、今後も適切に対応する。</p>
<p>北方領土問題対策協会</p>		
1	<p>評価結果において随意契約の適正化について言及されていないので、今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-1-(1)「随意契約の見直し」等も踏まえ、「随意契約見直し計画」の実施状況等について厳格な評価を行うべきである。</p>	<p>「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、評価する。</p>

内閣府独立行政法人評価委員会 平成18年度評価意見への対応について

	指 摘 内 容	対 応 ・ 所 見 等
1	<p>青少年、教育関係者など、この問題を引き継ぐ新たな担い手の発掘と理解者の拡大を目指す啓発は極めて重要であり、今後とも力を尽くされたい。</p>	<p>返還運動の後継者の育成が重点課題になっていることを踏まえ、青少年・教育関係者などに対する啓発活動を行ってきたところであるが、今後も、参加者の要望に対応した事業内容の充実に努めてまいりたい。</p>
2	<p>北対協HPの他団体HPへのリンクは最新の状況に更新されているか注意すべきである。また、リンク数の増加については、今後も更なる充実を図る必要がある。</p>	<p>リンク先のHPの担当者に、HPアドレスに変更があった際に連絡をしてもらうよう依頼するとともに、リンク先のチェックを随時行い、最新の状況に保たれるよう注意を図ることとしている。なお、今後もリンク先の充実に努めてまいりたい。</p>
3	<p>北方四島在住ロシア人の受入事業の内容・方法が効果的であったかどうかを評価するために、例えば受入対象者であるロシア人側の当該受け入れ事業に対する評価や意見を聴取するなど、適切な手段の検討を行うことが望まれる。</p>	<p>当年度のビザなし交流プログラムのあり方について協議を行う代表者間協議の場において、プログラムの改善に関し、既参加者の意見等を集約したロシア側の要望を受け、受入プログラムの点検・充実を図ることにより、今後も有効かつ効果的な受入事業となるよう努めてまいりたい。</p>
4	<p>北方領土問題等に関する調査研究について、今後、予定された回数通り研究会を実施するよう注意されたい。</p>	<p>他の多くの研究機関や大学等での容易に可能な業務については、その在り方を見直し、政府の施策に寄与するという観点をより重視しつつ、その活用方法について検討するという「組織・業務の見直し」(内閣府決定)の方針を受け、これまで恒常的に開催していた研究会を廃止したところである。</p>

	指 摘 内 容	対 応 ・ 所 見 等
5	<p>融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした説明・相談会の実施状況については、参加者数が昨年比15%減となっている点に留意する必要がある。</p>	<p>平成19年度においては、昨年度に比べ15人多い490人の参加者を得て、説明・相談会を行ったところである。 今後ともより多くの方に参加してもらえよう、ダイレクトメールによる案内や地元新聞への掲載など開催周知に努めてまいりたい。</p>
6	<p>厳しい外部環境の中で、協会業務を牽引する指導部としての真摯な取り組みを行っていると認められるが、事業遂行にあたっては、評価基準を十分に勘案することを期待したい。</p>	<p>事業遂行にあたっては、評価基準を踏まえるとともに、北方領土問題をめぐる状況に適切に対応することを念頭に置きつつ、各種事業の着実な実施に努めてまいりたい。</p>